

小売物価統計調査価格調査地区の設定方法について

平成 15 年 7 月 9 日
総務省統計局長決定

新たな商業集積地区や郊外型大型店舗の出現に対してより迅速に対応し、最近の小売業の構造変化及び消費行動の変化を的確に反映した調査結果を得ることを目的として、平成 16 年 1 月以降に新たに小売物価統計調査における価格調査地区を設定する際には、原則として次の方法によって行うこととする。

1 価格調査地区の設定方法

- ・ 調査対象市町村の全域を A 品目⁽¹⁾の価格取集数と同数に分割し、それぞれを価格調査地区とする。
- ・ この際、価格調査地区は、事業所・企業統計調査の複数の調査区が合併したものとなるようにするとともに、商業集積地区⁽²⁾の分布状況を参考にし、可能な限り地形地物を境界とすることとする。

2 価格調査地区と調査品目

原則として、A 品目はすべての価格調査地区で調査し、B 品目⁽¹⁾及び C 品目⁽¹⁾は当該品目について代表的な店舗が存在する価格調査地区を所定数選択して調査する。

3 設定替えの進め方

価格調査地区の設定替えは、毎年 5 ～ 10 都道府県において順次実施する。

(1) A 品目：主として一般消費者が居住地区周辺で購入する品目で、地区間で価格差がみられる品目
B 品目：主として取扱店舗が各市町村の中心的な商店街にある品目で、店舗間で価格差がみられる品目
C 品目：地区間又は店舗間で価格差が比較的小さい品目

(2) 都市計画法第 8 条に定める「用途地域」のうち、近隣商業地域及び商業地域にあって、商店街(小売店、飲食店、サービス業が近接して 30 店舗以上あるもの)を形成している地域

新たな価格調査地区の例

【A品目4価格，B品目3価格，C品目2価格収集の場合（4地区に分割）】

- ・商業集積地区の分布状況を参考として、調査市町村を4地区に分割し、価格調査地区とする。（価格調査地区4）
- ・価格調査地区は、事業所・企業統計調査区が合併したものとなるよう設定する。

- ・B品目は3地区で調査、C品目は2地区で調査（1地区1価格）
- ・A品目は4地区で調査（1地区1価格）

・大型店の出店等へは店舗変更で対応

